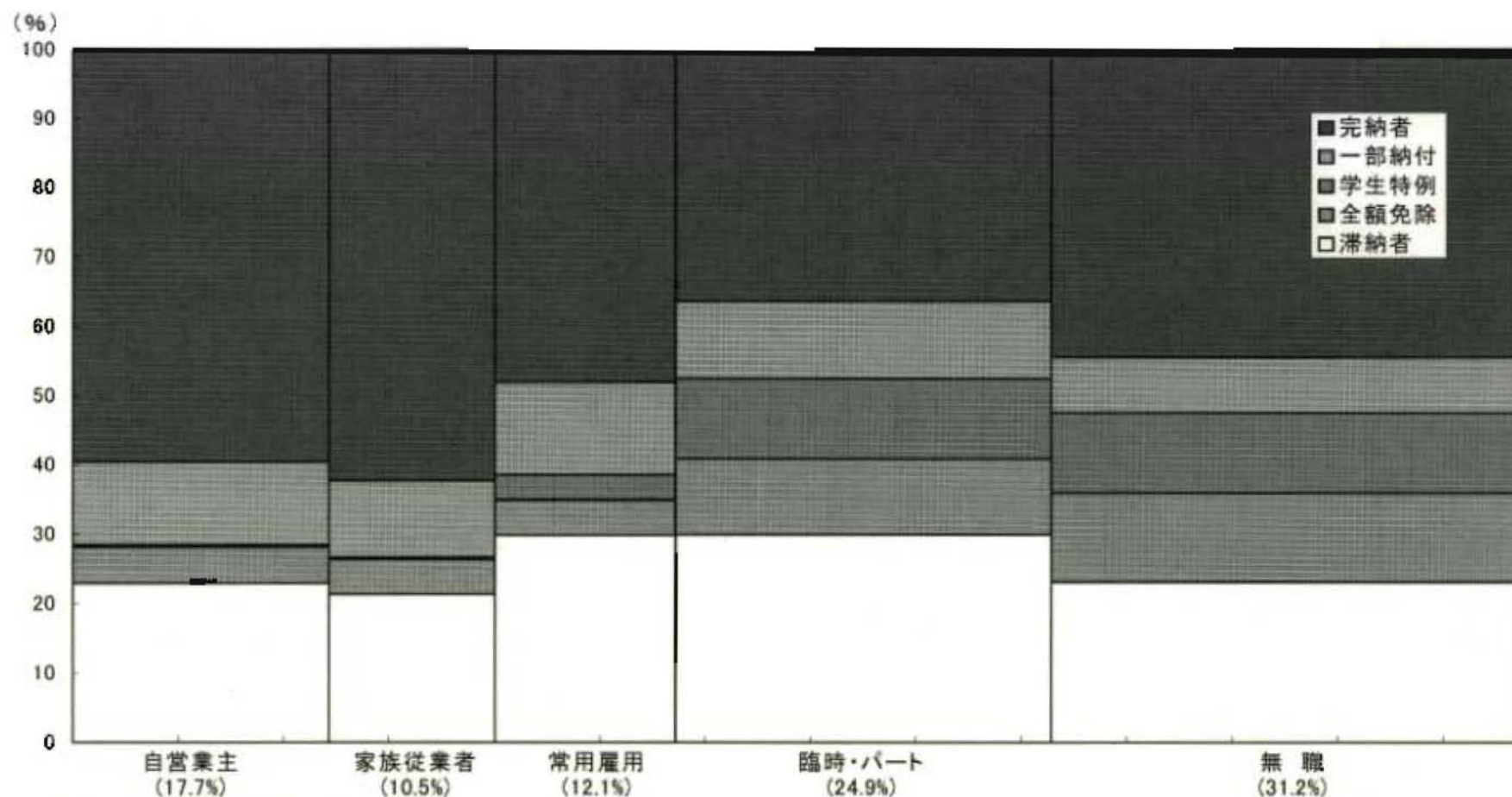


保険料滞納者の就業状況

資料21-①

- 各就業状況別に納付状況を見ても、「常用雇用」「臨時・パート」において滞納者割合が高くなっている。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。



出典：社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」

未納対策が保険料納付に与える影響(試算結果)

○ それぞれの未納対策が完全に効果を及ぼした場合の、納付率(平成18年度66.3%)に与える影響の考えられる最大値は、以下の通り。

① 低所得者に対する免除適用の徹底

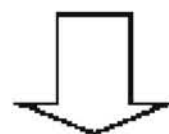
→ +13.1% (+9.6%)

② 「常用雇用」、「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等

→ +10.2%

③ 高所得者に対する強制徴収の強化

→ +6.7% (+5.0%)



これらの対策が全て完全に効果を及ぼした場合に、納付率に与える影響の考えられる最大値は、+24.8%となる(66.3% → 91.1%)。

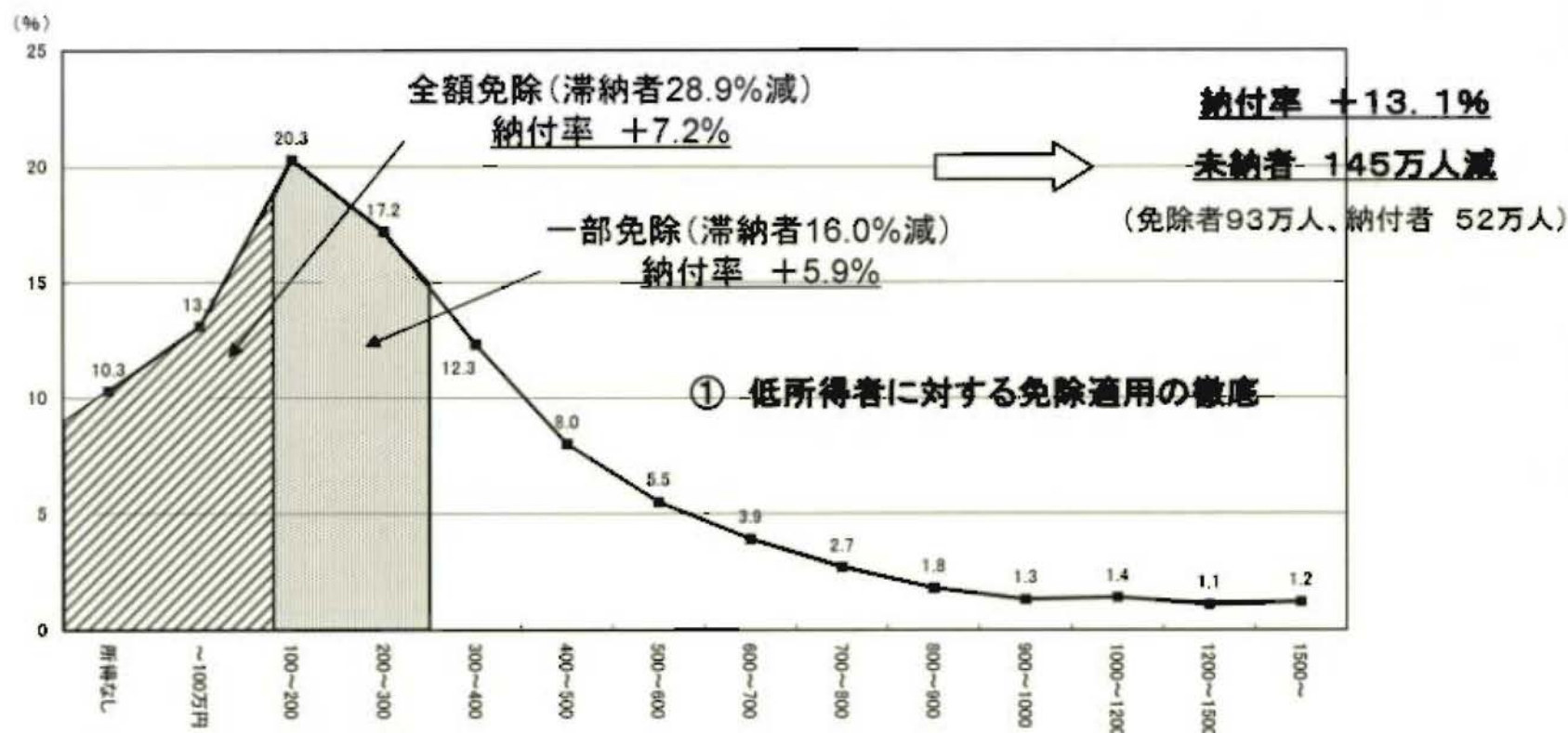
(注) 全ての対策を考慮した場合の影響は、②を実施すれば①および③の対象者が減少することとなるので、各対策による影響の合計とは一致しない(カッコ内の数値は、②による重複を考慮した場合の納付率に与える影響)。

①低所得者に対する免除適用の徹底

- 国民年金保険料の全額免除対象となる所得金額(3人世帯で127万円)を下回る所得の者は、滞納者全体のうちの約28.9%。

(注) 現在滞納者となっている者の平均世帯人員数は3.0人である。

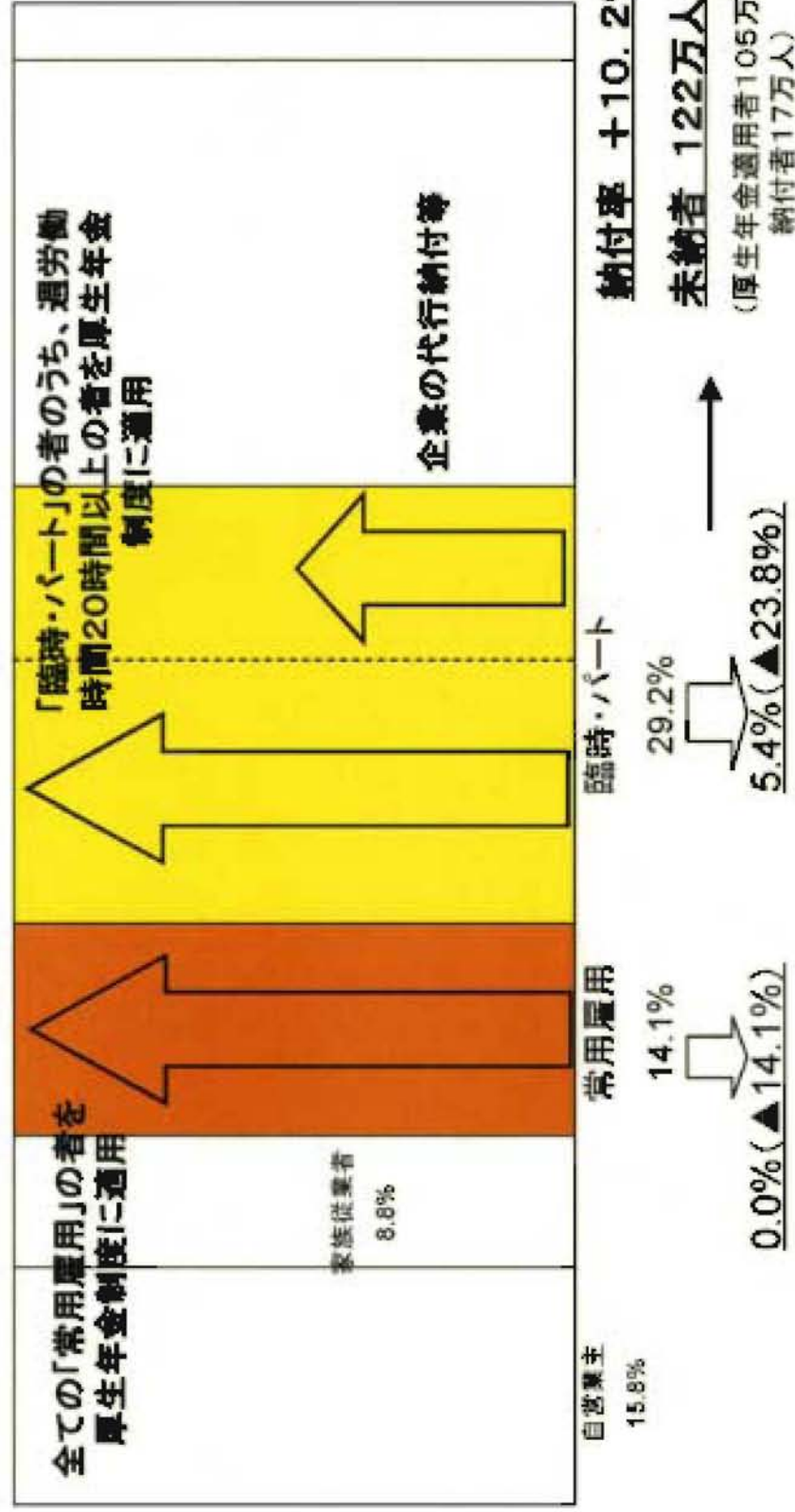
- また、一部免除の対象となる基準所得額(約300万円)を下回る所得の者は、滞納者全体の約32.0%(全額免除対象者を除く)。一部免除で負担が軽減されることにより、このうち半数の者が新たに納付者となると仮定した場合、全体としての影響は、16.0%となる。
- 以上により、免除適用の徹底が納付率に与える影響は、最大で+13.1%(66.3%→79.4%)。



②「常用雇用」「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等

資料21-④

- 全ての「常用雇用」の者を、厚生年金制度の対象とする。
 - ー 滞納者のうち、「常用雇用」の者は全て解消される。(滞納者全体の14.1%→0%(▲14.1%))
- 「臨時・パート」の者のうち、週労働時間20時間以上の者を厚生年金制度の対象とする。
 - ー 「パートタイム労働者総合実態調査」によれば、週労働時間30時間未満のパート労働者のうち、週労働時間が20時間以上の者の割合は、約63%。この者全てを厚生年金適用の対象とすると仮定すれば、「臨時・パート」の滞納者のうち63%が厚生年金の適用対象となる。
(29.2% → 10.8%(▲18.4%))
- また、厚生年金の適用対象とならない者についても、企業の代行納付等によりその半数の者が新たに納付者となると仮定すれば、更に滞納者は減少する。(10.8% → 5.4%(▲5.4%))
- 以上により「常用雇用」「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等が納付率に与える影響は、最大で+10.2%(66.3%→76.5%)。



③高所得者に対する強制徴収の強化

○ 滞納者である者のうち、納付者の平均所得である500万円以上の所得がある者（滞納者の約2割）について、全て強制徴収を実施するとすれば、最大で滞納者が約2割減少と考える。

○ この場合、納付率は6.7%上昇する。

（注）試算上では、「自営業主」「家族従業者」のみではなく、全ての就業状況の者について上記の強制徴収を仮定。

